

令和5年度 監査報告書

令和5年11月24日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、壱岐市一般会計及び特別会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

第2 監査の種類

定期監査【前期】

第3 監査の対象

令和4年度・令和5年度（9月末日まで）の壱岐市一般会計及び特別会計

第4 監査の着眼点（重点項目）

1. 市単独の補助金・助成金について
2. 税（延滞金含む）・使用料等の収納状況及び未収金（債権の分類状況等）について
3. 資金前渡（光熱水費・電話料等）の処理状況について
4. 歳計外現金の取扱いについて
5. 工事及び委託契約の締結状況について
6. 繰越事業の発注等進捗状況について
7. 庁用車の運行管理について
8. 職員出勤簿について
9. 指定管理者制度導入施設について
10. 施設等の状況について
11. その他個別の事項について

第5 監査の実施内容

1. 監査基準日 令和5年9月30日
2. 実施期間 令和5年10月31日から11月9日までのうちの5日間
3. 場所 市役所郷ノ浦庁舎第2応接室、市役所石田庁舎応接室、
現地監査対象の学校等各施設
4. 従事した監査委員 吉田 泰夫、斉藤 和秀、殿川 穂
5. 監査の手続 被監査部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務に関する事務の執行状況、事業の管理状況が、法令等に適合し、正確かつ効率的に執行されているか、前回までの監査等で指摘した事項の是正、改善等の確認に主眼をおき、関係職員からの説明または報告を求め、必要に応じ、関係諸帳簿及び証憑書類と照合等の手続きをとり、試査により実施した。

6. 監査の実施日及び被監査部署

実施日	被監査部署	※【 】内は現地監査
10月31日	総務課・選挙管理委員会事務局、SDGs未来課、財政課、保護課、管財課、郷ノ浦支所	
11月1日	商工振興課、観光課、会計課、 【志原小学校】、【志原保育所】、【志原事務所】	
11月2日	政策企画課、いきいろ子ども未来課、危機管理課、 【大谷公園・体育館】、【リサイクルセンター】、 【渡良事務所】	
11月8日	市民福祉課・老人ホーム、情報管理課、税務課	
11月9日	農林課・農業機械銀行、水産課、農業委員会事務局、 石田支所、【石田スポーツセンター】、【石田中学校】、 【石田小学校】	

第6 監査の結果

1. 意見

令和4年度・令和5年度（9月末日まで）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務管理が、適法、適正かつ効率的に執行されているかについては、法令、条例等に違反する重大な事実は認められなかった。

なお、事務処理の執行について、調定及び支出負担行為の遅延、科目適用の誤り、摘要の不適正など見受けられるので、内部けん制機能をさらに強化し、適正な事務の執行に努められたい。

2. 指摘事項

(1) 共通事項

- ①各種団体等へ交付している市単独補助金について、各種団体等から提出された収支決算書の数値が合わないもの、内容が明確に記載されていないもの等があるので、所管課において内容を精査し、適正な書類の提出を求めること。
- ②未収金（滞納繰越分）の回収整理で、債務承認（残高承認）等の債権保全に関する手続きがなされていないものが見受けられるので、適正に処理すること。

(2) 部署別事項

【総務部】

《総務課・選挙管理委員会事務局》

特筆すべき事項なし

《財政課》

特筆すべき事項なし

《管財課》

旧石田学校給食センター賃借料未収金（滞納繰越分）1件、216,120

円について、毎月入金されているので遅延が起きないように管理すること。

《危機管理課》

災害資金貸付金未収金3件、631,000円の回収整理に努めること。
なお、延滞利息の入金がないが、債務承認が取れているか確認すること。

《SDGs未来課》

①まちづくり協議会交付金事業実績報告の収支決算書で次のとおり不備等が見受けられるので、内容を確認のうえ整備すること。

ア. 各地区共通

その他繰越金の内容が不明確（100万円以上の地区も1地区あり）

イ. 霞翠地区まちづくり協議会

- ・交付金繰越額1,201,000円が収支決算書の収入と支出の差額と不一致（前年度からの繰越額も1,201,000円）
- ・建設課からの補助金8,000円の内容が不明確

ウ. 箱崎まちづくり協議会

交付金繰越金882,544円（その他交付金35,037円）が収支決算書の収入と支出の差額と不一致

②まちづくり協議会交付金（基礎額）の使用目的の制限はないとのことであるが、活動実績報告書、収支決算書等の内容を吟味し、審査を行うこと。

《渡良事務所》

特筆すべき事項なし

《志原事務所》

特筆すべき事項なし

【企画振興部】

《情報管理課》

特筆すべき事項なし

《政策企画課》

特筆すべき事項なし

《観光課》

壱岐夜神楽公演事業補助金について、補助金交付要綱等を整備し、補助金額の算出根拠を明確にすること。

《商工振興課》

特筆すべき事項なし

【市民部】

《市民福祉課・老人ホーム》

①壱岐市連合遺族会から各地区遺族会へ国分忠魂碑清掃費が支出されているが、収支決算書において補助金（助成金）として受け入れている地区、雑収入として受け入れている地区、また、摘要の記載がなく受け入れ先が不明な地区があり、取扱いが統一されていないので、再度、適切な指導を行うこと。
なお、補助金額が5,000円の地区と22,000円の地区とがあるので

内容の確認を行うこと。

- ②各町老人クラブ連合会補助金は運営費と事業費であるが、運営費は役員手当、交際費も対象となるのか。また、事業経費は不用額が発生しているので、目的に合った支出、精算をし、返還等の検討をすること。
- ③災害援護貸付金返還金（滞納繰越分）元金326,490円、利子21,080円は、年金受給月に一部徴収してあるが、回収管理を充分に行うこと。

《いきいろ子ども未来課》

- ①僻地保育所の閉所による園児の受け入れ体制については、保護者との話し合いを行い、円滑な業務ができるよう努力すること。
- ②保育料未収金（滞納繰越分）1,061,130円の回収に努めること。なお、長期滞納の保育料については、回収状況等を調査し、執行停止などにならないよう債権保全管理を行うこと。

《志原保育所》

特筆すべき事項なし

《保護課》

生活保護扶助費返還金1,408,063円、生活保護扶助費徴収金960,905円の回収整理に努めること。

なお、過年度分の生活保護扶助費返還金3,107,272円、生活保護扶助費徴収金16,323,612円、生活保護費返納金968,971円には長期延滞もあるので、債権の保全管理を含め回収整理に努めること。

《税務課》

特筆すべき事項なし

【郷ノ浦支所】

特筆すべき事項なし

【会計課】

特筆すべき事項なし

【農林水産部】

《農林課・農業機械銀行》

- ①農地等災害復旧費受益者分担金未収金（滞納繰越分）3件、205,620円の回収整理に努めること。
- ②堆肥売払未収金（滞納繰越分）3件、206,710円、堆肥センター利用料未収金（滞納繰越分）1件、8,780円を回収整理すること。
- ③農業機械銀行使用料未収金（滞納繰越分）5件、508,980円を回収整理すること。

《水産課》

特筆すべき事項なし

【石田支所】

特筆すべき事項なし

【農業委員会事務局】

特筆すべき事項なし

【保健環境部】

《リサイクルセンター》

特筆すべき事項なし

【教育委員会】

《志原小学校》

特筆すべき事項なし

《石田小学校》

特筆すべき事項なし

《石田中学校》

特筆すべき事項なし

《大谷公園・体育館》

特筆すべき事項なし

《石田スポーツセンター》

特筆すべき事項なし